

○高森町景観条例施行規則

平成26年10月17日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、高森町景観条例（平成26年高森町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める工作物)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) さく、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突
- (4) 高架水槽
- (5) 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱（次号に該当するものを除く。）
- (6) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- (10) 自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設
- (11) 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- (12) 広告塔又は広告板
- (13) 太陽光発電施設

(規則で定める特定施設)

第3条 条例第2条第5項の規則で定める施設及び設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店業を営むための施設

- (2) 物品販売業又は物品貸付け業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設
- (4) カラオケボックス
- (5) 屋上広告
(大規模行為の規模等)

第4条 条例第2条第6項第1号の規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

- 2 条例第2条第6項第2号の規則で定める規模は、高さ13メートル（第2条第6号に規定する工作物にあっては20メートル）又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートルとする。
- 3 条例第2条第6項第3号の規則で定める規模は、高さ2メートルかつ長さ50メートルとする。
- 4 条例第2条第6項第4号及び第5号の規則で定める面積は3,000平方メートル、規則で定める規模は高さ5メートルかつ長さ10メートルとする。
(行為の届出)

第5条 条例第7条第1項の届出及び同条第2項の規定による行為の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 景観形成地域における行為 景観形成地域における行為の（変更届出書（様式第1号）及び行為の種類に応じて別表第1に定める図面等
- (2) 特定施設届出地区における行為 特定施設届出地区における行為の（変更）届出書（様式第2号）及び行為の種類に応じて別表第2に定める図面等
- (3) 大規模行為に係る行為 大規模行為に係る行為の（変更）届出書（様式第3号）及び行為の種類に応じて別表第3に定める図面等

2 法第16条第2項及び条例第7条第3項の規定による行為の変更の届出は、前項各号に定める届出書に、当該各号に定める図面のうち当該変更に係る必要なものを添付して行うものとする。

- 3 前項の届出は、届け出た内容に変更が生じたとき直ちに行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図面の一部を省略することができる。

(勧告をしない旨の通知)

第6条 町長は、法第16条第3項及び条例第7条第6項の規定により勧告を行う必要がないと認めるときは、当該勧告に係る届出をした者に対し、その旨を通知するものとする。

(規則で定める公共的団体)

第7条 条例第8条第2項及び条例第13条第1項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人水資源機構
- (2) 独立行政法人都市再生機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 独立行政法人国立病院機構
- (6) 国立大学法人
- (7) 公立大学法人
- (8) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (9) 地方住宅供給公社
- (10) 地方道路公社
- (11) 土地開発公社

(届出を要しない行為)

第8条 条例第9条第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転若しくは撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3) 次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- ア 第2条第1号に規定する工作物で、高さが1.5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
- イ 第2条第2号から第5号までに規定する工作物で、高さ（工作物建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートル以下のもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5メートルを超えるものを除く。）
- ウ 第2条第6号に規定する工作物で、高さが10メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが10メートルを超えるものを除く。）
- エ 第2条第7号から第11号までに規定する工作物で、高さが5メートル以下かつ建築面積が10平方メートル以下のもの（増築又は改築後の高さが5メートルを超える、又は建築面積が10平方メートルを超えるものを除く。）

(4) 工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(5) 木竹の伐採で、高さが10メートル以下かつ伐採面積が500平方メートル以下のもの

(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

- ア 建築物の存する敷地外における物件の堆積で、高さが1.5メートル以下かつ水平投影面積が100平方メートル以下のもの
- イ 外部から見通すことができない場所における物件の堆積
- ウ 堆積場の用に供する土地の使用期間が90日を超えて継続しない場合の当該堆積場における物件の堆積

(7) 鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為の行われる土地の面積が500平方メートルを超える、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(8) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が500平方メートルを超える

ず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(9) 次に掲げる広告物の設置又は外観の変更

ア 熊本県屋外広告物条例（昭和39年条例第66号）第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの

イ はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されないもの

ウ 表示面積が1平方メートル以下のもの

エ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(10) 地盤面下又は水面下における行為

(11) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(12) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(13) 景観計画において景観形成地域が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

2 条例第9条第1項第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 特定施設及び附帯施設の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、前項第1号から第4号まで並びに第9号から第12号までに掲げる行為

(2) 景観計画において特定施設届出地区が定められ、又は拡張された際、当該決定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

3 条例第9条第1項第3号の規則で定める行為は、第1項第4号、第9号エ及び第10号から第12号までに掲げる行為とする。

(公表)

第9条 条例第7条第11項の規定による公表は、掲示板への掲示その他広く町民に周知する方法により行うものとする。

(届出対象行為の完了届)

第10条 条例第7条第14項の規定による届出は、届出対象行為の完了届（様式第4

号) に完了後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

(条例第13条第1項の規則で定める面積)

第11条 条例第13条第1項の規則で定める面積は、1ヘクタールとする。

(景観形成住民協定の認定)

第12条 条例第16条第4項に規定する景観形成住民協定の認定は、次に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。

- (1) 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の区域を対象としていること。
- (2) 建築物等の形態、意匠、色彩の調和及び敷地の緑化その他景観形成に関する事項が定められていること。
- (3) 有効期間が5年以上であること。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定標識)

第13条 法第21条第2項及び第30条第2項の規定による標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の月日
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

(景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可)

第14条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第5号)に町長が必要と認める書類を付して町長に申請しなければならない。

2 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第6号)に町長が必要と認める書類を添付して町長に申請しなければならない。

3 町長は、法第22条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可書(様式第7号)により、法第31条第1項の許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可書(様式第8号)により、前2項の規定による申請をした者に通知するものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第15条 法第43条の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者変更の届出は、景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届出書（様式第9号）により行うものとする。

（高森町景観審議会の組織）

第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 2名以内
- (2) 総務課長
- (3) 建設課長
- (4) 駐在員 6名以内
- (5) 知識経験を有する者 5名以内

（高森町景観審議会長）

第17条 条例第21条に定める審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第18条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第19条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（審議会の庶務）

第20条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

（雑則）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

行為の種類	図面等		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物位置図等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	方位 道路 目標となる地物 行為の位置 配置及び緑化計画図 (おおむね縮尺 100分の1以上)のもの 100分の1以上もの 立面図 (おおむね縮尺 50分の1以上)のもの	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積 各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	
			建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあって

			は、カラー写真に代えることができる。
現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。	
2 木竹の位置図 伐採	方位 道路 目標となる地物 行為の位置		
伐採計画図 (おむね縮尺 1, 000 分の 1 以上もの)	方位 伐採区域 付近の土地利用の現況 伐採する木竹の種類、面積及び高さ 隣接する道路の位置及び幅員		
土地利用計画図 (おおむね縮尺 1, 000 分の 1 以上のもの)	方位 行為後の土地利用計画		
現況写真	撮影位置及び方向を伐採計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。	
3 屋外に位置図 おける 土石、	方位 道路 目標となる地物		

廃棄物、再生資源の物件の堆積	行為の位置	
	配置図 (おおむね縮尺 500 分の 1 以上のもとの) 方位 敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、面積及び高さ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地との高低差 付近の土地利用の現況	
	現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。 行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
4 鉱物の位置図 掘採又は土石の採取	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
及び土地の区画形質の変更	現況図 (おおむね縮尺 1, 000 分の 1 以上のもの) 方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断図の方向	
	計画図 (おおむね縮尺 1, 000 分の 1 以上のもの) 方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模	

	行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
縦横断図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
構造物等の詳細図（おおむね縮尺100分の1以上のもの）		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。
5 屋外に位置図 おける 自動販 売装置 の設置	方位 道路 目標となる地物 行為の位置 配置図（おおむね縮尺300分の1以上のもの） 敷地の形状及び寸法 自動販売装置の設置位置及び寸法 敷地内の既存建築物等の種類及び位置 隣接する道路の位置及び幅員	
現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真と

			する。
	カタログ等		自動販売装置の外観、色彩等が分かるものとする。
6 広告物位置図の設置 又は外観の変更	方位 道路 目標となる地物 行為の位置		
配置図 (おおむね縮尺 300分の1以上もの) の の)	方位 敷地の形状及び寸法 広告物の設置位置及び既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員		
広告物計画図 (おおむね縮尺 50分の1以上のもので、着色したもの)	広告物の形状、図柄、構造及び寸法 広告物の設置状況		
現況写真	撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。	

備考 行為の規模が大きく、図面等の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができます。

別表第2 (第5条関係)

行為の種類	図面等
-------	-----

	種類	明示すべき事項	備考
1 特定施設及び附帯施設 (広く。) の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図 配置及び緑化計画図 (おおむね縮尺 100 分の 1 以上のもの)	方位 道路 目標となる地物 行為の位置 方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図 (おおむね縮尺 50 分の 1 以上のもの)	各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かる。

			るカラー写真とする。
2 広告塔位置図	方位 及び広告板の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	方位 道路 目標となる地物 行為の位置 配置図 (おおむね縮尺 100 分の 1 以上もの) 既存の建築物等又は広告物の位置 隣接する道路の位置及び幅員 広告物計画図 (おおむね縮尺 50 分の 1 以上もので、着色したもの) 現況写真	
		広告塔及び広告板の形状、図柄、構造及び寸法 広告塔及び広告板の設置状況	
		撮影位置及び方向を配置図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

備考 行為の規模が大きく、図面等の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮尺とすることができます

別表第3（第5条関係）

行為の種類	図面等		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築	位置図	方位	

物、工 作物、 さく及	道路 目標となる地物 行為の位置	
び塀の 新築、 増築、 改築、 移転及 び撤 去、外 観を変 更する ことと	配置及び緑化計画図 (おおむね縮尺 100 分の 1 以上) の方位 敷地の形状及び寸法 縮尺 100 分の敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
なる修 繕若し くは模 様替並 びに色 彩の変 更	立面図 (おおむね縮尺 50 分の 1 以上) の各面の方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況が分かるカラー写真とする。

2 鉱物の位置図 掘採又は土石の採取	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
及び土地の区画形質の変更	現況図（おおむね縮尺 1, 000 分の 1 以上もの） 方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断図の方向	
計画図（おおむね縮尺 1, 000 分の 1 以上もの）	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
縦横断図（おおむね縮尺 100 分の 1 以上もの）		行為の前後における土地の縦断図及び横断図とする。
構造物等の詳細図（おおむね縮尺 100 分の 1 以上もの）		のり面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付

近の状況が分か
るカラー写真と
する。

備考 行為の規模が大きく、図面等の縮尺が適切でない場合は、適切に表示される縮
尺とすることができます

様式第1号(第5条関係)

景観形成地域における行為の(変更)届出書				年 月 日
高森町長 様		届出者 住所(所在地)		
		氏名 (名称及び 代表者氏名) 電話番号		
高森町景観条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。				
1 景観形成地域の名称	景観形成地域			
2 行為の場所	阿蘇郡高森町大字			
3 行為の期間	着手予定 年 月 日		完了予定 年 月 日	
4 行為の種類	(1) 用途()	(2) 種類又は用途()		
	建 築 物	イ新築 ニ移転 ヘ外観を変更することと なる修繕若しくは模様 替並びに色彩の変更	工 作 物	イ新築 ニ移転 ヘ外観を変更することと なる修繕若しくは模様 替並びに色彩の変更
	(3)木竹の伐採		(4)屋外における土 石、廃棄物、再生 資源その他の物 件の堆積	(5)鉱物の掘採又は 土石の採取
	(6)土地の区画形質 の変更(土地の 開墾及び水面の 埋立て又は干拓 を含む。)		(7)屋外における自 動販売装置の設 置	(8)広告物の設置又 は外観の変更
5 届出内容に係る 照会先	住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び担当者氏名)		電話番号	
6 その他の参考事 項				
※ 他法令による地 域、地区等の指 定状況等	※ 受付年月日		※勧告又は変更命令の年月日	

7 行 為 の 内 容	(1)建 築 物		届出部分	既存部分	合 計
		敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
		建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		構 造	造り		階建て
		仕 上 材 料	屋根		外壁
		色 彩	屋根 (マンセル値) 外壁 (マンセル値)		
	(2)工 作 物	種 類	高さ・延長・築 造面積	構 造	色 彩
			m m m ²		(マンセル値)
			m m m ²		(マンセル値)
	(3)木竹の伐 採	目 的	樹 种	高さ・伐採面積	本 数
				m m ²	本
	(4)屋外にお ける土 石、廃棄 物、再生 資源その 他の物件 の堆積	目的及び物 品の種類	高 さ	物件の水平投影 面積	土地の使用期間
			m	m ²	年 月 日 年 月 日
	(5)鉱物の掘 採又は土 石の採取	採取物の種 類	土 地 の 面 積		のり面又は擁壁の高さ及 び長さ
			m ²		m
	(6)土地の区 画形質の 変更	目 的	土 地 の 面 積	のり面又は擁壁の高さ及 び長さ	
			m ²	m	
	(7)屋外にお ける自動 販売装置 の設置	種 類	形 状 ・ 寸 法	色 彩	
				(マンセル値)	
	(8)広告物の 設置又は 外観の変 更	種 類	形狀・寸法(広告面の高さ 及び面積)	色 彩	
				(マンセル値)	
8 景観形成上配 慮した事項					

備考

- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途(例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等)を記入すること。
- 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により届出対象行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、工作物にあっては「高さ・延長・築造面積」欄に記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
- 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 8 ※欄は、記入しないこと。
- 9 不要な文字は、抹消すること。
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて高森町景観条例施行規則別表第1に定める図面等(行為の変更の届出にあっては同表に定める図面等のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

様式第2号(第5条関係)

		特定施設届出地区における行為の(変更)届出書			
高森町長 様		年 月 日			
		届出者 住所(所在地) 氏名 <small>(名称及び 代表者氏名)</small> 電話番号			
高森町景観条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。					
1 行為の場所	阿蘇郡高森町大字				
2 行為の期間	着手予定 年 月 日		完了予定 年 月 日		
3 特定施設の種類	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設 イ 第1項第7号施設(ぱちんこ屋、まあじやん屋、その他) ロ 第1項第8号施設(ゲームセンター等) ハ 第6項第4号施設(モーテル、その他)				
	(2) 給油取扱所	(3) 広告塔、広告板	(4) 飲食店業を営むための施設 ()		
	(5) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設 ()	(6) ホテル営業又は旅館営業を含むための施設	(7) その他 ()		
4 行為の種類	(1) 特定施設	イ 新築 ロ 増築 ハ 改築 ニ 移転 ホ 撤去 → 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更			
	(2) 附帯施設	イ 新築 ロ 増築 ハ 改築 ニ 移転 ホ 撤去 → 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更			
5 届出内容に係る照会先	住所(所在地) 氏名(名称及び担当者氏名)			電話番号	
6 その他の参考事項					
※ 他法令による地域、地区等の指定状況等	※ 受付年月日		※ 勧告又は変更命令の年月日		

7 行 為 の 内 容	(1)建 築 物		届出部分	既存部分	合 計
		敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
		建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		構 造	造り	階建	て
		仕 上 材 料	屋根	外壁	
	(2)その他の施設	色 彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)	
		種 類	規模(高さ、面積、延長等)	構 造	色 彩
					(マンセル値)
					(マンセル値)
	(3)広告塔・広告板	種 類	形状・寸法(広告面の高さ及び面積)	色 彩	
					(マンセル値)
8 景観形成上配慮した事項					

備考

- 1 「特定施設の種類」欄は、該当する番号、記号及び事項に○印を付し、(4)飲食店業を営むための施設を、(5)物品販売業又は物品貸付業を営むための施設にあっては、その種類又は用途を記入すること。
- 2 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付すること。
- 3 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 4 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 5 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、その他の施設にあっては「規模(高さ、面積、延長等)」欄に、広告塔、広告板にあっては「形状・寸法(広告面の高さ及び面積)」欄に記入すること。
- 6 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
- 7 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
- 8 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 9 ※欄は、記入しないこと。
- 10 不要な文字は、抹消すること。
- 11 この届出書には、行為の種類に応じて高森町景観条例施行規則別表第2に定める図面等(行為の変更の届出にあっては同表に定める図面等のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

様式第3号(第5条関係)

大規模行為に係る行為の(変更)届出書		年 月 日
高森町長	様	届出者 住所(所在地)
		氏名 〔名称及び 代表者氏名〕
		電話番号
高森町景観条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。		
1 行為の場所	阿蘇郡高森町大字	
2 行為の期間	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
3 行為の種類	(1)建築物	用途()
		イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 ヘ外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替並びに色彩の変更
	(2)工作物	種類又は用途()
		イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 ヘ外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替並びに色彩の変更
	(3)さく及び塀	種類()
イ新築 ロ増築 ハ改築 ニ移転 ホ撤去 ヘ外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替並びに色彩の変更		
(4)鉱物の掘採又は土石の採取	(5)土地の区画形質の変更(土地 の開墾及び水面の埋立て又 は干拓を含む。)	
4 届出内容に係る 照会先	住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び担当者氏名)	電話番号
5 その他の参考事項		
※ 他法令による地 域、地区等の指 定状況等	※ 受付年月日	※ 勘告又は変更命令の年月日

6 行 為 の 内 容	(1)建築物		届出部分	既存部分	合計
		敷地面積	m ²	m ²	m ²
		建築面積	m ²	m ²	m ²
		延べ床面積	m ²	m ²	m ²
		最高の高さ	m	m	
		構造	造り		階建て
		仕上材料	屋根	外壁	
		色彩	屋根 外壁	(マンセル値) (マンセル値)	
	(2)工作物	種類	高さ及び敷地 の用に供する 土地の面積	構造	色彩
			m m ²		(マンセル値)
			m m ²		(マンセル値)
	(3)さく及び 堀	高さ及び長さ		構造	色彩
			m m		(マンセル値)
	(4)鉱物の掘 採又は土 石の採取	採取物の種類	土地の面積	のり面又は擁壁の高 さ及び長さ	
			m ²	m m	
	(5)土地の区 画形質の 変更	目的	土地の面積	のり面又は擁壁の高 さ及び長さ	
			m ²	m m	
7	景観形成上配慮した事項				

備考

- 1 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号に○印を付し、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途(例 煙突、飼料 貯蔵用サイロ等)、さく及び扉にあっては種類(例 フェンス、ブロック扉等)を記入すること。
- 2 「届出内容に係る照会先」欄は、設計者、施工者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入すること。
- 3 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政府の許認可等を必要とするときはその旨を、その他の参考となる事項があるときはその事項を記入すること。
- 4 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更の場合には、当該変更等に係る部分の面積を建築物にあっては「延べ床面積」欄に、工作物にあっては「高さ及び敷地の用に供する土地の面積」欄に、さく及び扉にあっては「高さ及び長さ」欄にそれぞれ記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げの材料名をできるだけ詳しく記入すること。(例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等)
- 6 「色彩」欄には、色調をできるだけ詳しく記入し(例 淡いグリーン、濃い茶色等)、マンセル値も記入すること。
- 7 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 8 ※欄は、記入しないこと。
- 9 不要な文字は、抹消すること。
- 10 この届出書には、行為の種類に応じて高森町景観条例施行規則別表第3に定める図面等(行為の変更の届出にあっては同表に定める図面等のうち変更に係る必要なもの)を添付すること。

様式第4号（第10条関係）

届出対象行為の完了届

年 月 日

高森町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号（ ） —

法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名

高森町景観条例施行規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為に係る区域の名称	□景観計画区域	□景観形成地域	() 地域
		□特定施設届出地区	() 地区
他法令による地区指定等の状況	□都市地域	□都市計画区域、□用途地域、地区	()
	□農業地域	□農振地域 □農用地地域	
	□森林地域	□国有林 □保安林	
	□自然公園地域	□特別地域 □普通地域	
	□その他指定地域	□ ()	
行為の場所			
行為の種類	□ 建築物等	用途 () 新築・増築・改築・移転・外観の変更	
	□ 特定施設等	種類及び用途 () 新設・増築・改築・移転・外観の変更	
	□ 木竹の伐採		
	□ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積		
	□ 鉱物の掘採又は土石の採取		
	□ 土地区画の形質の変更（土地の開墾、水面の埋立てを含む。）		
	□ 屋外における自動販売機の設置		
	□ 広告物の設置又は外観の変更		
完了年月日		年 月 日	

※建築物等とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物及び規則で定める工作物（柵、塀を含む。）

※特定施設等とは、特定施設及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るもの

様式第5号(第14条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

高森町長様

申請者 住所
氏名

景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 景観重要建造物の名称	
2 景観重要建造物の所在地	
3 指定番号	
4 指定年月日	
5 現状変更の箇所	
6 設計方法又は施行方法	
7 現状変更の理由	
8 設計者 住所及び氏名	
9 施工者の住所及び氏名	
10 着手予定日	
11 完了予定日	

※ 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の情況を示す縮尺2500分の1以上の図面、当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。

様式第6号(第14条関係)

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

高森町長様

申請者 住所
氏名

景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 景観重要樹木の名称	
2 景観重要樹木の所在地	
3 指定番号	
4 指定年月日	
5 現状変更の箇所	
6 設計方法又は施行方法	
7 現状変更の理由	
8 設計者の住所及び氏名	
9 施工者の住所及び氏名	
10 着手予定日	
11 完了予定日	

※ 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該樹木の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の情況を示す縮尺2500分の1以上の図面、当該樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。

様式第7号(第14条関係)

第 年 月 日 号

様

高森町長 印

景観重要建造物現状変更許可書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物の現状変更については、下記のとおり許可します。

記

1 景観重要建造物の名称	
2 景観重要建造物の所在地	
3 指定番号	
4 指定年月日	
5 現状変更の箇所	
6 現状変更の種類	
7 設計方法又は施行方法	
8 着手予定日	
9 完了予定日	
10 許可の条件	

様式第8号(第14条関係)

第
年
月
日
号

様

高森町長 印

景観重要樹木現状変更許可書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木の現状変更については、下記のとおり許可します。

記

1 景観重要樹木の名称	
2 景観重要樹木の所在地	
3 指定番号	
4 指定年月日	
5 現状変更の箇所	
6 現状変更の種類	
7 設計方法又は施行方法	
8 着手予定日	
9 完了予定日	
10 許可の条件	

景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届出書

年 月 日

高森町長 様

届出者 住所
氏名

下記のとおり景観重要建造物・景観重要樹木の所有者を変更したので景観法第43条の規定により届け出ます。

記

1 景観重要建造物・景観重要樹木の名称	
2 景観重要建造物・景観重要樹木の所在地	
3 指定番号	
4 変更前の所有者の住所及び氏名	
5 変更後の所有者の住所及び氏名	
6 変更年月日	
7 変更の事由	

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第14条関係)

様式第6号 (第14条関係)

様式第7号 (第14条関係)

様式第8号 (第14条関係)

様式第9号 (第15条関係)